

総社市住民異動届等の受付に係る本人確認等に関する取扱要綱（平成18年総社市告示第83号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月25日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(来庁者の本人確認)</p> <p>第3条 市長は、前条に規定する請求等を行うために窓口に来た者(以下「来庁者」という。)に、次の各号に掲げるいずれかの書類(以下「本人確認書類」という。)を提示させ、来庁者本人であることを確認するものとする。</p> <p>(1) <u>個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)</u>、<u>旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の写真を貼り付けたもの(写真に特殊な加工を施し、又は契印のあるものに限る。)</u></p> <p>(2) <u>健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの。ただし、通知カードは除く。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもの以外の身分証明書等であって、氏名及び生年月日又は住所が記載され、本人の写真を貼り付けたもの(写真に特殊な加工を施し、又は契印のあるものに限る。)</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(住民異動届の異動者に対する通知)</p> <p>第4条 市長は、住民異動届について、前条第1項各号に規定する本人確認書類により、十分な確認ができなかった場合は、異動のあった者(以下「異動者」という。)に対して住民異動届受理通知(以下「受理通知」という。)</p>	<p>(来庁者の本人確認)</p> <p>第3条 市長は、前条に規定する請求等を行うために窓口に来た者(以下「来庁者」という。)に、次の各号に掲げるいずれかの書類(以下「本人確認書類」という。)を提示させ、来庁者本人であることを確認するものとする。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳カード、運転免許証又は官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の写真を貼り付けたもの(写真に特殊な加工を施し、又は契印のあるものに限る。)</u></p> <p>(2) 健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、氏名及び生年月日が記載されたもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外の身分証明書等であって、氏名及び生年月日が記載され、本人の写真を貼り付けたもの(写真に特殊な加工を施し、又は契印のあるものに限る。)</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(住民異動届の異動者に対する通知)</p> <p>第4条 市長は、住民異動届<u>(国民健康保険及び国民年金に係る異動届を除く。)</u>について、前条第1項各号に規定する本人確認書類により、十分な確認ができなかった場合は、異動のあった者(以下「異動者」という。)</p>

改正後		改正前	
を通知するものとする。		に対して住民異動届受理通知（以下「受理通知」という。）を通知するものとする。	
2 略		2 略	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
1	住民異動届（住民基本台帳法第4章及び第4章の3の規定に基づく各種届出をいう。）	1	住民異動届（住民基本台帳法第4章の規定に基づく各種届出をい、国民健康保険及び国民年金に係る異動届を含む。）
2	住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求	2	住民基本台帳の一部の閲覧請求
3	住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し等の交付請求	3	住民票、戸籍の附票の写し等の交付請求
略		略	
5	印鑑登録証明書の交付請求	5	印鑑証明書の交付請求
6	略	6	外国人配偶者等の記載申請
7	略	7	略
8	略	8	略
9	不在籍証明書の交付申請	9	略
10	略	10	不在籍証明書の交付申請
11	略	11	年齢証明書の交付申請
12	略	12	略
別表第2（第7条、第8条関係）		別表第2（第7条、第8条関係）	
略		略	
2	住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し等の交付請求	2	住民票、戸籍の附票の写し等の交付請求
略		略	
6	不在籍証明書の交付申請	6	不在籍証明書の交付申請
7	略	7	年齢証明書の交付申請
8	略	8	略
別表第2（第7条、第8条関係）		別表第2（第7条、第8条関係）	
略		略	
2	住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し等の交付請求	2	住民票、戸籍の附票の写し等の交付請求
略		略	
6	不在籍証明書の交付申請	6	不在籍証明書の交付申請
7	略	7	年齢証明書の交付申請
8	略	8	略
9	略	9	略

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。